



# 消費生活サポーターだより

No. 17(年末特別号)

発行 平成30年12月

長野県消費者被害防止啓発キャラクター

**もシカっち**

長野県消費生活サポーターの皆様こんにちは。

今月も、皆様の啓発活動に少しでも参考となるよう情報をお知らせしますので、ぜひ活用していただきますようお願いします。

今年もいよいよ残り少なくなりました。「平成最後」といった言葉が多く聞かれるようになりました。気忙しくもなりますが、健康には十分にご留意いただき、よいお年を皆様でお迎えください。本年も大変にお世話になり、ありがとうございました。

~~~~~ 今月号の目次 ~~~~~

## 1 送付資料(啓発資料)から

◎独立行政法人国民生活センター（詳細は別紙参照）

「見守り新鮮情報 第322号、第323号」、「子どもサポート情報 第136号、第137号」

◎長野県発行資料

「メールマガジン12月号」、「もシカっち通信12月号」

「くらしまる得情報 冬号」「長野県版エシカル消費キックオフフォーラムのご案内」

## 2 情報掲示板(お知らせ)

◎活動にあたっての留意事項について

サポーターの皆様の活動において、一部不適切な内容の活動の報告がありました。

活動にあたっての遵守事項を再度御確認いただくようお願いします。

◎29年度の消費生活サポーター活動報告書がまとまりました。

消費生活情報（ウェブサイト）に掲載をしました。

◎消費生活サポーターの活動にあたってのアンケートの提出について

御協力いただきました皆様ありがとうございました。集計の結果を来月以降お知らせ予定です。未提出の方は至急提出をお願いします。

◎長野県版エシカル消費キックオフフォーラムを平成31年1月12日（土）に松本市浅間温泉文化センターで開催します。詳細についてお知らせします。

◎消費者大学が終了しました。

長野、松本会場でそれぞれ6回、延べ約380名の皆様に受講いただきました。

◎消費者教育中核的人材育成研修を開催中です。

あと、1月の第6回の講座のみとなりましたが、大勢の皆様の受講をお待ちしております。

◎平成30年度長野県GAPフォーラムの開催について

### **3 活動紹介(こんな活動が行われています!)**

県内各地で開催された消費生活に関する展示、啓発の様子からご紹介をします。

今回は中南信地区から松本市、飯田市の御報告を紹介します。

### **4 知っておきたい参考情報**

若者に関する消費生活相談の状況について紹介します。

## **1 送付資料(啓発資料)から** 詳細は別紙の啓発資料を参照ください。

◎独立行政法人国民生活センター発行資料

「見守り新鮮情報 第322号」「保険金の手続きをサポートする」と勧誘する住宅修理に注意

「見守り新鮮情報 第323号」 死亡事故発生！歩行型除雪機の使い方の確認を

「子どもサポート情報第136号」自動ドアでの事故に気をつけて 指を挟まれ骨折も

「子どもサポート情報第137号」帰省先での子どもの事故に気をつけて

## **2 情報掲示板 (お知らせ)**

◎活動にあたっての留意事項について

残念なことですが、一部のサポーターの方の活動について、不適切な活動が行われているとの報告が寄せられました。

こういった事案が確認されると、他のサポーターの方の活動にも影響を与え、サポーターの方それぞれが地域や職場において活動していただいている思いを踏みにじる結果になってしまいます。

再度、登録の際に、提出いただいた誓約書の遵守事項を十分に御確認いただき、活動をお願いします。

◎29年度の消費生活サポーター活動報告書がまとまりました

紙での報告書の送付は見送らせていただきますが、消費生活情報ウェブサイトに掲載しておりますので、御確認ください。<http://www.nagano-shohi.net/supporter/post-4.html>  
ホームページでの閲覧が難しい皆様には、紙媒体で送付させていただきます。

お気軽にお申し出ください。

「こんな活動がある。」「あんな活動もある。」と他の方の活動を参考にさせていただければと思います。サポーターの方の活動の内容をもっと詳しく知りたいといった場合もぜひご連絡をお待ちしております。

◎消費生活サポーターの活動にあたってのアンケートの提出について

御協力いただきました皆様ありがとうございました。

集計の結果を来月以降お知らせ予定ですが、未提出の方は至急提出をいただきますようお願いいたします。

◎長野県版エシカル消費キックオフフォーラムを平成31年1月12日（土）に  
松本市浅間温泉文化センターで開催します。

1：日時 平成31年1月12日（土）13：30～16：00（開場12：30）

2：内容 ○基調講演 13：45～

講師：長野県立大学グローバルマネジメント学部教授 大室 悦賀氏

テーマ「ソーシャル・イノベーション×エシカル消費

～みんなの消費がミライを良くする第一歩～

○パネルディスカッション 15：00～ パネリスト3名

（有）てくてく 阿部恵子氏、エシカルペネロープ（株）代表取締役 原田 さとみ氏

ラジオでおなじみのフリーアナウンサー 坂橋 克明氏

テーマ「今日からできるエシカル消費」

○長野県立大学生と共同制作したエシカルなお店についてのMAP「ここからエシカルMAP」の発表・配布

他にエシカルマルシェとして、MAPの掲載店等による出張販売も予定しています。

SBC ラジオ、テレビの番組の中でもお知らせ予定です。大勢の皆様の御参加をお待ちしています。チラシをご参照ください。

展示発表していただける方も引き続き、募集しています。

◎消費者大学が終了しました。

長野、松本会場でそれぞれ6回、延べ約380名の皆様に受講いただきました。

多くのサポーターの皆様に受講をいただきありがとうございました。

新たに、消費生活サポーターに登録いただいた方もいらっしゃいます。

ありがとうございます。感想など、またお気軽にお寄せください。

◎消費者教育中核的人材育成研修を開催中です。

第6回の開催のみとなりましたが、最終回は、消費者教育・啓発活動にあたり参考にさせていただけるような講座を予定しております。受講をお待ちしております。

<今後の開催予定> 長野会場（北信消費生活センター教室）1/16

塩尻会場（塩尻総合文化センター）1/23



◎平成30年度 長野県GAPフォーラムの開催について

長野県農業技術課から開催について、周知依頼がありました。開催要領をご覧ください。



### 3 活動紹介(こんな活動が行われています！)

県内各地では、9月以降、年1回恒例の住民の皆さんが参加して各種行事が各地で行われていましたが、その機会に消費生活や環境問題などといったテーマで資料の展示や発表の機会が設けられています。今回は、多くの各地の取組みから中南信の2つの市をご紹介します。

#### ☆松本市(満澤和子松本市消費者の会会長から第43回松本市消費生活展の御報告)

「美しい地球を未来の子どもたちのために」をテーマに10月6日(土)にあがたの森文化会館を会場に開催されました。

松本市消費生活展は今年で43回となりました。当初消費者の会と競争会社のない企業2社で開催していましたが、今では22団体、企業も行政も労組も大学・高校もそして授産施設も生協も仲間です。共通するのは地球と人類の存続のために活動していること、そして脱原発です。毎回パナソニックの「親子でLEDランタンづくり」は予約満杯の大好評。消費者の会の「ペットボトル飲料の糖分調査」やエクセラン高校の「プラスチックを知る講座」は展示以降、引く手あまたの研究発表となっています。参加者同士の交流も得るところ大ですが、見学者から知恵や知識を授かることもあってこのイベントの意義を確認する結果になっています。

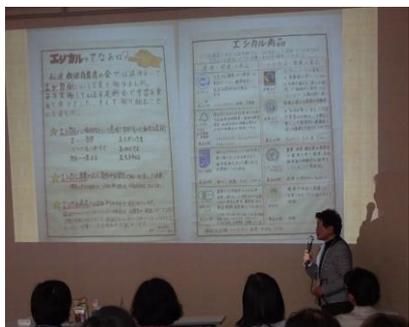


☆大勢の方の参加があり、にぎやかに、開催されている様子が伝わってきました。

来場者の皆さんとの交流はもちろん、参加されている団体の皆さんのつながりにもなっている機会ですね。

#### ☆飯田市(飯田消費者の会から「くらしの学習交流会」(10月20日開催)の御報告)

飯田下伊那地域の女性団体等がお互いの学習成果や活動を学び合う「くらしの学習交流会」が10月20日に開催されました。「飯田消費者の会」では、「エシカルってなあに？」をテーマに、エシカル消費の意味、実際にお店で見つけた認証マークやラベルの紹介、地元企業のエシカルな取り組みの視察報告、エシカル消費の心得を発表しました。会では、食品ロス削減のアンケート調査からはじまり、毎月の定例会に合わせ、家庭で消費しきれない食品をフードバンクに届ける活動を続けています。今年5月の講演会をきっかけに「エシカル消費」について、会員相互の学びを深めてきました。この学習交流会で、より多くの方に「エシカル消費」を知っていただく良い機会となりました。発表したパネルは、1月に飯田市役所市民サロンに展示予定です。



発表する  
中島会長

当日の参加者の声を紹介します  
「エシカル消費の言葉を初めて聞いた。」  
「言葉は知らなかったが、自分の買い物に当てはまる。」

12月9日には、「国際交流のタペ」のイベントで消費生活サポーターとして「食品ロス削減クイズ」を行いました。

☆とても分かりやすく、興味深い内容にまとめられ、発表されています。

県では、第2次長野県消費生活基本計画において持続可能な社会づくりや地域の活性化を推進するため、「長野県版エシカル消費」の認知度100%を目指し、取組みを進めることとしています。

## 4 知っておきたい参考情報

今月は、若者に関する消費生活相談の状況についてご紹介します。

県の4つの消費生活センターに寄せられている相談の状況の推移は次のとおりとなっており、通信販売に関する相談が最も多い状況となっています。他の年代に比較し、通信販売の占める割合が占める高くなっています。

| 年 度             | 消費生活相談件数<br>(苦情) | 20歳未満の契約当事者の<br>相談件数、割合 | うち通信販売に関する<br>相談件数、割合 |
|-----------------|------------------|-------------------------|-----------------------|
| 2018年(12月10日集計) | 4,919件           | 69件(1.4%)               | 43件(62.3%)            |
| 29年度            | 6,908件           | 138件(2.0%)              | 96件(69.6%)            |
| 28年度            | 7,388件           | 163件(2.2%)              | 118件(72.4%)           |
| 27年度            | 8,776件           | 239件(2.7%)              | 195件(81.6%)           |
| 26年度            | 9,751件           | 285件(2.9%)              | 229件(80.4%)           |

消費生活年報2017から抜粋してご紹介します。

(PIO-NET2015に登録された消費生活相談情報の受付状況 2018年3月31日登録分まで)

| 順位 | 20歳未満の消費生活相談<br>商品・サービス上位5位 |        | 男性(15歳~19歳)<br>商品・サービス上位5位 |       | 女性(15歳~19歳)<br>商品・サービス上位5位 |       |
|----|-----------------------------|--------|----------------------------|-------|----------------------------|-------|
|    | 20歳未満の<br>総件数               | 16,924 | 男性(15歳~19歳)の<br>総件数        | 6,643 | 女性(15歳~19歳)の<br>総件数        | 6,120 |
| 1  | デジタルコン<br>テンツ               | 6,567  | アダルト情報サイト                  | 1,022 | 他の健康食品                     | 567   |
| 2  | 他の健康食品                      | 719    | デジタルコンテンツ(全般)              | 432   | アダルト情報サイト                  | 525   |
| 3  | テレビ放送サ<br>ービス               | 607    | オンラインゲーム                   | 353   | デジタルコンテンツ(全般)              | 474   |
| 4  | 商品一般                        | 420    | テレビ放送サービス(全般)              | 306   | テレビ放送サービス(全般)              | 191   |
| 5  | 他の化粧品                       | 410    | ビジネス教室                     | 269   | 他のデジタルコンテンツ                | 186   |

15歳から29歳までの若者の相談をみると、性別、年齢層を問わず、インターネット利用に関するものや、「賃貸アパート」、「光ファイバー」等一人暮らしを始めて契約したり、購入したりすることが多い商品・サービスについての相談が上位に挙がっています。成人になると「フリーローン・サラ金」についての相談も多く寄せられています。

友人や先輩、中にはSNSで知り合った人から「必ずもうかる」と勧誘され、消費者金融等で多額の借入れをして情報商材等を購入したものの、「もうからないので解約したい。」等の相談も寄せられています。また、女性では、年齢層を問わず、エステや健康食品等幅広い意味での美容に関する相談が多く見られます。若者の消費生活相談は他の年代に比べ、進学、就職など生活の変化が影響した相談が多いといえます。消費者庁では、「若者の消費者被害の心理的な要因からの分析に係る検討会」が報告書をまとめ、公表されています。[http://www.caa.go.jp/future/project/project\\_001/](http://www.caa.go.jp/future/project/project_001/)

心理チェックなどもあり、二十歳になる皆さんにも是非一読していただきたい内容です。

これからの年末年始を控えた時期、久しぶりに会うご家族の皆さんと消費生活に関する情報を話題にさせていただく機会になればと思います。来月17日、18日には、県の消費生活センターでは、特別相談若者トラブル188として、集中的に広報を行い、相談をお受けします。「不安なことがあったら、まず相談」をお互いに合言葉にしましょう。



長野県くらし安全・消費生活課相談啓発係 担当：小泉

電話：026-223-6770 FAX：026-223-6771

電子メール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp



しあわせ信州

誓約書の内容を掲載させていただきます。今回3に該当する不適切な活動が確認されました。  
再度御確認ください。

=====

## 誓 約 書

私は、消費生活サポーターとして活動するに当たり、下記の事項を確認し、遵守することを誓約いたします。

これに反した場合、又は虚偽の申告等が判明した場合には、認定を取り消されても異存はありません。

### 記

- 1 消費生活サポーターの活動は、ボランティアで行います。
- 2 消費生活サポーターの活動において知り得た秘密及び個人情報、サポーターの任期期間中及び登録者情報の抹消後においても、本人の承諾なく、開示、利用等いたしません。
- 3 消費生活サポーターの立場を利用し、または、その活動上知り得た情報等を利用して、宗教活動や政治活動、営利目的の活動など、消費生活サポーターの活動以外の活動はいたしません。
- 4 個人のプライバシー及び個人情報の重要性を認識し、漏えい等がないよう、管理には十分に留意します。
- 5 暴力団員等、反社会的行為を行う者ではありません。